

# 令和6年度フカキ夢・ひとづくりグローバル人材育成研修事業仕様書

## 1 事業名

令和6年度 フカキ夢・ひとづくりグローバル人材育成研修

## 2 期間

契約締結日～令和7年3月31日

## 3 事業概要

中高生等を対象に、語学力を身につけながら、グローバル人材に必要な思考力、問題解決力、主体性やコミュニケーション力などを培うことができるように、本市が選定した者（泉大津市在住の中高生等、以下「助成対象者」という。）が受講できる定期講座・集中講座等を開催するとともに、グローバル人材に係る啓発事業を実施することとし、次の業務を行うこと。

研修の企画、開催、運営

研修の広報、募集、受付

（助成対象者の募集、受付及び啓発事業の募集、受付は本市が行う）

研修に伴う宿泊施設の手配等 ※旅行業法を順守すること

研修に係る情報提供及び報告書の作成

## 4 研修の内容

### （1）定期講座

受講者が参加しやすい日時に個人学習（オンライン学習でも可）を週1回以上、グループレッスン（オンライン開催でも可）を週1回以上実施すること。

実施場所 状況により協議にて決定

実施日 令和6年10月から令和7年3月まで開講し、個人学習週1回以上、グループレッスン週1回以上実施すること。

実施内容 個人学習は語彙や文法の習得に重点を置いた内容とし、グループレッスンはプレゼンテーション力や議論する力の習得と、英語発話の基礎となる発音などのトレーニングに重点を置いた内容とすること。

レベル 英検3級程度以上

開催時間 グループレッスン1回 60～90分程度

受講者 居住地による制限はないが、助成対象者（最大10名）が受講できること。

定員 30名程度

講師数 講師1名以上

## (2) 集中講座

長期休暇中に、宿泊を伴う集中講座を実施すること。また、メンターとして英語教育活動に携わる大学生または外国籍の大学生等を招聘すること。

実施場所 状況により協議にて決定

実施日 状況により協議にて決定

実施内容 メンターと協働で行う英語による課題解決型学習とすること。

レベル 英検3級程度以上

開催時間 1日6時間程度、合計20時間以上

受講者 居住地による制限はないが、助成対象者（最大10名）が受講できること。

定員 30名程度

講師数 講師1名以上、受講者5名程度に対しメンター1名、管理者1名（講師との兼務可）

開催回数 2回

その他 集中講座に先立ち、本市参加者が集中講座を理解し有意義なものとなるよう、事前に体験できる場（オンライン開催でも可）を設けること。

## (3) 啓発事業

本事業を広く周知し、定期講座の効果を高める観点から、原則、対面型授業を行うこと。

実施場所 状況により協議にて決定（原則、泉大津市内）

実施日 状況により協議にて決定

実施内容 定期講座にあわせて、対面によるグループプレッスンを開催し、プログラムの体験や、過去に本事業へ参加した者との交流、学校関係者等の視察の場となるような内容とすること。詳細は事業者決定後、事業計画書にて提案のこと。

対象者 中高生等やその保護者、学校関係者

開催回数 2回（各60～90分程度）

## 5 現場責任者の選任

対面型授業の開催時は現場責任者を1名選任し、本市へ届け出ること。

## 6 受講者の安全確保

受講者の安全確保に努めること。

## 7 受講料

受講者から徴収する受講料は、次のとおりとすること。

啓発事業：無料

定期講座及び集中講座：受託者の定める額

（本市から助成対象者に対し、受講料の3分の2程度の費用助成を行う予定）

## 8 保護者との連絡調整

受託者は、直接募集を行う業務については、保護者からの連絡を受けることができる体制を整えること。

## 9 運営体制等

- ・受託者は、業務実施に携わるものを監督し、常に適正な管理に努めること。
- ・受託者は、受講者等に不快な心情を与える言動のないよう特段の注意を払うこと。
- ・業務中に事故が発生した場合は、受託者は直ちに事故調査を行い、本市へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理を行うこと。
- ・受託者は、業務に係る問合せ・苦情に対し、誠意をもって対応し解決すること。
- ・天災その他やむを得ない事由により、業務の変更又は中止をする場合は、速やかに本市に報告し、対応すること。

## 10 事業計画書及び業務報告書

- ・受託者は、契約後、速やかに事業計画書を提出すること。
- ・受託者は、各研修の終了後、速やかに完了報告書を提出すること。（日時、人数、内容など）

## 11 損害賠償等

- ・業務実施に起因する損害または損害に対する賠償については、受託者がその責を負うこと。ただし、受託者の責によらないものは、この限りではない。
- ・業務実施に係る必要な保険等については、受託者が加入すること。

## 12 再委託について

- ・総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断など、当該事業の主たる部分については、再委託することはできない。
- ・受託者は、第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、再委託することができるが、事前に本市に通知し、承認を得なければならない。ただし、コピーや資料整理などの簡易な業務、旅行業法に基づく宿泊施設等の手配については、本市の承認を必要としない。

なお、再委託の相手方は、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の処分を受けている者であってはならない。

## 13 その他

契約に定めのない事項又は契約に疑義が生じたときは、双方が協議のうえ定めるものとする。